

令和6年度豊中市上下水道局マンホール蓋有料広告掲出事業者募集（その2） 募集要項

本募集要項のほか、令和6年度豊中市上下水道局マンホール蓋有料広告掲出業務仕様書を熟読のうえ、お申込みください。

1. 事業目的

本事業は、豊中市上下水道局（以下「局」という）が所有する下水道マンホール蓋を活用して、下水道事業の広報啓発及びまちのにぎわいづくりに資するとともに、歳入を確保することを目的とします。

2. 契約期間

契約締結日から令和12年(2030年)3月31日まで

3. 広告物掲出期間

令和7年(2025年)3月1日から令和12年(2030年)3月31日までの61か月

※広告物の掲出、撤去に要する期間は、広告物掲出期間に含めます

4. 広告物掲出場所

庄内WESTショッピングストリート内のマンホール蓋

豊中市庄内西町2丁目、全長約270m(アーケードあり)、約50店舗出店

5. 広告枚数

9枚

※広告位置は別紙地図参照

※9枚1セットでの募集です。8枚以下での応募はできません

6. 広告物の規格

長島鋳物「プリントシール(ベースプレートφ580タイプ)」または同等品

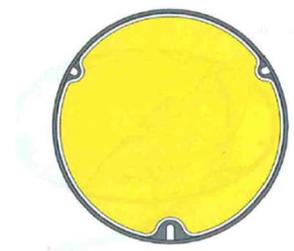
最大直径 約580mm(右図の色付きの部分)

既設のマンホール蓋にベースプレートを設置し、その上に滑り止めエンボス加工を施したシールタイプの広告を貼付します

制作費用は、ベースプレート+プリントシールで1セット約10万5千円(税込)。プリントシールのみ制作する場合は、1枚約5万5千円(税込)(いずれも令和6年10月現在)

取付を依頼する場合は別途費用が必要です

プリントシールのメーカー想定耐用年数は、2~3年



7. 広告料

広告 9 枚分を合計し、年額（12 か月分）、税抜金額でお申し込みください。

最低金額の公表はありません。

本案件にお申込みいただいた事業者の中から、最高額を提示した事業者を広告掲出予定者として選定します。

8. 応募条件

次の要件をすべて満たす事業者とします。なお、掲出決定後においても要件を満たさなくなった場合、掲出許可を取り消します。

- ①豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。
- ②本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④法人又は代表者が次の事項に該当しないこと（不適格事項）。
 - 1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する法人。
 - 2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。
 - 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生更生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生または再生手続きを開始している法人。
 - 4) 過去 3 か年の法人税、消費税、地方消費税若しくは源泉所得税、又は都道府県税若しくは市町村税を滞納している法人（納税又は徴収を猶予されているものを除く。）。
 - 5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過しない者が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人。
 - 6) 法人の代表者が刑事事件に関し有罪判決が確定し、執行猶予中である場合その他これに類する場合において局がふさわしくないと認めた法人。

9. 広告掲出にあたっての留意点

(1) 広告の条件

- ・ 広告内に「広告」である旨を明記し、問合せ先として受注者の連絡先を記載してください。
- ・ 豊中市上下水道局有料広告掲載の取扱いに関する要綱、豊中市有料広告掲載基準、豊中市屋外広告物条例など、各種関係法令・条例や市のガイドライン等を順守してください。

(2) 広告の製作等

- ・ 広告主の決定後、おおむね広告物掲出希望日の 3 か月前をめやすとして、広告原稿を上下水道局に提出し、上記条件について広告主及び広告内容等の審査を受けてください。
- ・ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめ

ご了承ください。

- ・広告の審査には約 1 か月、広告製作には最大 2 か月程度を要します。上記 3. の広告物掲出期間の開始日に掲出できない場合でも、広告料は減額いたしませんのでご注意ください。
- ・広告の製作(内容等の修正を含む)は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。

(3) 下水道占用許可及び占用料

広告物の掲出は、豊中市下水道条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 17 号）第 19 条に基づき、下水道占用許可により行います。

受注者は 3. の広告物掲出期間について占用許可申請を行い、許可を受けたのち、広告料とは別に年度内一括で占用料を納付してください。

占用料：広告部分の半径 約 0.29m のため、

広告面積は $0.29 \times 0.29 \times 3.14 \times 9$ 枚分 = 約 2.38 m^2 → 端数切り上げで 3 m^2 として計算

1 か月あたり占用料は $550 \text{ 円/m}^2 \times 3 \text{ m}^2 = 1,650 \text{ 円}$

(4) その他

- ・広告掲出事業者から豊中市都市計画推進部都市計画課あてに、屋外広告物許可申請の手続きを行ってください。
- ・広告物掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

10. 質問の受付

本件に関する質問は、件名に「豊中市上下水道局マンホール蓋有料広告掲出に関する質問について」と記入し、keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp まで、メールにてお送りください。送信後、11. (3) の申込先あてに着信確認のお電話をください。

質問受付期間は、令和 6 年(2024 年)11 月 7 日(木)17 時までとします。

受付期間後、原則として上下水道局ホームページ内の本件募集案内ページにて質問と回答を掲載します。

11. お申込み

(1) 申込方法

見積書を下記申込先へご提出ください。

※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告原稿を提出してください。

(2) 申込期間

令和 6 年(2024 年)10 月 31 日(木)～11 月 14 日(木) (必着)

※郵送の場合は、簡易書留又は書留によりお送りください。普通郵便で出された場合、申込期間内に不着の場合は受け付けられませんのでご注意ください。

※持参の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 15 分に下記申込先へお越し

ください。

※メール提出の場合は、件名に「豊中市上下水道局マンホール蓋有料広告掲出の見積書提出について」と記入し、keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp まで、メールに見積書を添付してお送りください。1 営業日以内に、受信確認のメールを返信します。確認メールが届かない場合は、下記申込先へお問い合わせください。

※ファクス提出の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 15 分に、06-6858-4883 あてに送信してください。

送信後、下記申込先まで、着信確認のお電話をください。

(3) 申込先

〒560-0022 豊中市北桜塚 4 丁目 11 番 18 号

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課（上下水道局庁舎 3 階）

Tel 06-6858-2921 Fax 06-6858-4883

E-mail : keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

(4) 申込みにあたっての留意点

- ・申込みに必要な書類が申込期間に到着しない場合や、書類に不備がある場合は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ・見積書には、広告 9 枚分・1 年度 12 か月分をすべて合計し、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入してください。

12. 広告掲載までのスケジュール

時期	内容など		
掲載 3 か月前まで		・ 広告主の確定 ・ 広告原稿の作成	受注者
掲載 3 か月前	初旬	掲載申込書と広告原稿を提出 ※広告の基準等に基づき、必要に応じて原稿を修正	受注者⇒局 ※原稿の修正があれば、修正状況を受注者から都市計画課にすみやかに報告
		都市計画課に屋外広告物の事前協議書を提出 ※掲出基準・助言に基づき、必要に応じて原稿を修正	受注者⇒都市計画課 ※原稿の修正があれば、修正状況を受注者から局にすみやかに報告
	下旬	・ 広告内容について、広告審査委員会で審査し、掲載可否を決定 ・ 結果を受注者に通知し、修正が必要な場合は依頼	局⇒受注者 ※審査結果及び、原稿の修正があれば修正状況を、受注者から都市計画課にすみ

時期		内容など	
			やかに報告
掲載 2 か月前		広告の製作 ※製作には1か月半～2か月程度を要する	受注者
		下水道占用許可申請書を提出 許可後に占用料を納付	受注者⇒局
		基盤管理課に道路占用許可申請書を提出	局⇒基盤管理課
		都市計画課に屋外広告物設置許可申請書を提出し、手数料を納付	受注者⇒都市計画課
掲載 1 か月前	下旬	・ 広告の完成 ・ 広告設置日時を局と相談	受注者
掲載当 月	初旬	局立会いのもと、広告を設置	受注者 局
		広告料の納付	受注者⇒局

13. 問合せ

【広告事業について】

豊中市上下水道局経営部経営企画課
〒560-0022 豊中市北桜塚 4-11-18 (局庁舎 3 階)
TEL : 06-6858-2921 FAX : 06-6858-4883

【下水道占用許可について】

豊中市上下水道局経営部総務課
〒560-0022 豊中市北桜塚 4-11-18 (局庁舎 4 階)
TEL : 06-6858-2913 FAX : 06-6858-4883

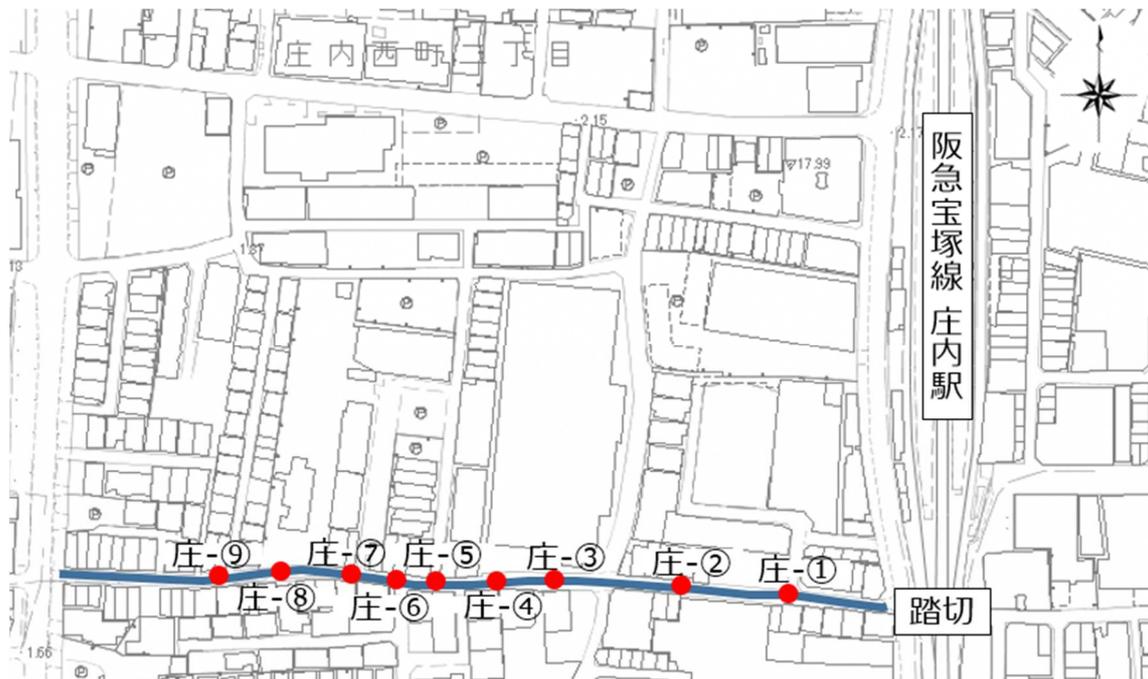
【下水道施設の維持管理について】

豊中市上下水道局技術部下水道管理課
〒560-0022 豊中市北桜塚 4-11-18 (局庁舎 5 階)
TEL : 06-6858-2941 FAX : 06-6846-5830

【屋外広告物の許可申請について】

豊中市都市計画推進部都市計画課
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 (第二庁舎 4 階)
TEL : 06-6858-2419 FAX : 06-6854-9534

庄内駅周辺 広告設置場所 (9 か所)



青い線が庄内 WEST ショッピングストリート、赤い丸がマンホール蓋です